

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業

募集要項

令和7年2月20日

岡山市

目 次

| | | |
|----|-----------------|----|
| 1 | 事業の趣旨 | 1 |
| 2 | 事業概要 | 2 |
| 3 | 事業範囲 | 4 |
| 4 | 応募条件 | 13 |
| 5 | 応募に関する留意事項 | 16 |
| 6 | 事業者選定の流れ | 18 |
| 7 | 事業全体スケジュール | 19 |
| 8 | 参加表明時の提出書類・作成要領 | 22 |
| 9 | 提案提出書類・作成要領 | 25 |
| 10 | 審査・審査結果の通知 | 28 |
| 11 | 契約に関する事項 | 30 |

別紙 三次元点群データ取得路線

別紙 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア機能要件一覧

別紙 公園台帳等管理システム機能要件一覧

1 事業の趣旨

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省 Project PLATEAU（プラトー）に参画し、3D都市モデルを活用して、岡山市の街路樹及び公園台帳等のデジタル化を行い、これまでの紙ベースの管理手法からデジタル管理手法に移行することで、管理の更なる効率化を図ることを目的としている。

本事業の目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の公募を行うものであり、審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、発注者と契約に関する諸条件等についての協議（以下「詳細協議」という。）を行い、合意に至った場合、発注者と契約を締結し、本事業を実施する。

2 事業概要

(1) 事業名称

岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 事業場所

岡山市内全域

(4) 事業対象

本事業の対象は、発注者が所管する街路樹、公園及び遊園地のうち、下表のとおりとする。なお、街路樹については参考数量である。

表 事業対象（令和6年4月1日時点）

| 種別 | 対象数 | 備考 |
|-----------|---------|------|
| 街路樹 | 60,000本 | 中・高木 |
| 指定路線 | 1,200本 | LOD3 |
| その他路線 | 58,800本 | LOD0 |
| 都市公園 | 465公園 | |
| 住区基幹公園 | 363公園 | LOD1 |
| 都市基幹公園 | 7公園 | LOD1 |
| 特殊公園 | 11公園 | LOD1 |
| 緑地・緑道 | 84公園 | LOD1 |
| 都市計画区域外公園 | 10公園 | LOD1 |
| 遊園地 | 884遊園地 | LOD1 |

(5) 発注者

岡山市

(6) 提案限度額

79,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 事業内容

事業者は、発注者が管理する街路樹、公園及び遊園地の管理状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、以下の業務を実施することについて、発注者と合意した内容で契約を締結するものとする。

ア 基礎情報及び関連資料のデジタル化

イ 3D都市モデルの整備

- ウ 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築
- エ ソフトウェア等の導入支援

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。なお、本公募は、令和7年度予算成立を前提とした事前手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。そのため、予算が成立しなかった場合には、本公募は無効となることを承知の上で応募すること。また、提案に関する全ての費用は、応募者の負担とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和7年3月下旬 |
| イ 詳細協議 | 令和7年3月下旬～4月上旬 |
| ウ 契約の締結 | 令和7年4月上旬 |
| エ 事業期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |

(9) 事務局

本事業の事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1392

F A X：086-803-1740

E-mail：teientoshi@city.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000068845.html>

3 事業範囲

(1) 基礎情報及び関連資料のデジタル化

ア 資料収集整理は、発注者の保有する街路樹台帳、公園台帳、遊園地台帳及び関連施設点検結果等について、名称、サイズ、数量、記載事項及び使用状況等を調査し、「街路樹・公園等関係資料一覧表」として整理すること。

イ 資料のスキヤニングは、紙ベースのみの資料をスキヤナー装置により、画像化することとし、下表を参考数量とする。なお、スキヤニング解像度及びファイル形式については、協議の上、決定すること。

表 公園台帳等スキヤニング参考数量

| 種別 | 参考数量 | 備考 |
|-------|----------|----|
| 公園台帳 | 23,000 枚 | |
| 台帳 | | |
| 施設調書 | | |
| 関連図面 | | |
| 遊園地台帳 | 8,000 枚 | |
| 申請書 | | |
| 関連図面 | | |

ウ 街路樹の図形データ作成は、最新のデジタル航空写真成果（地図情報レベル 1,000）及び街路樹台帳等を基に、街路樹を判読し、下表のとおり作成すること。さらに、航空写真で判読が不明瞭な低木等についても街路樹台帳等の資料があるものは、図形データを作成すること。街路樹の図形データは、CityGML 形式及び Shape 形式で作成し、樹冠ポリゴン及び 3D 樹形を合わせて作成を行う街路樹については、整合させること。なお、航空写真成果による作成手法は想定であり、本事業で必要な精度を確保できる場合は、街路樹の図形データ作成を別の手法で行ってもよい。

図形データには、樹種等の属性情報を入力することとし、属性情報の特定が困難な場合は、協議の上、入力内容を決定すること。

表 図形データ作成

| 種別 | 対象数 | 備考 |
|-----|----------|------|
| 街路樹 | 60,000 本 | 中・高木 |

エ 岡山市公園・遊園地位置図、岡山市公園施設長寿命化計画の公園施設配置図、公園台帳及び遊園地台帳等を基に公園及び遊園地の区域について、図形データの整備を行うこと。図形データは、最新の岡山市市域図（1/2,500）成果を背景とし、下表の図形データ（CityGML 形式及び Shape 形式）を作成すること。なお、過年度に作成している図形データと整合を図ること。

表 図形データ作成

| 種別 | 対象数 | 備考 |
|-----------|---------|-------------------|
| 都市公園 | 83 公園 | |
| 住区基幹公園 | 5 公園 | Shape 形式あり：358 公園 |
| 都市基幹公園 | 0 公園 | Shape 形式あり：7 公園 |
| 特殊公園 | 6 公園 | Shape 形式あり：5 公園 |
| 緑地・緑道 | 72 公園 | Shape 形式あり：12 公園 |
| 都市計画区域外公園 | 8 公園 | Shape 形式あり：2 公園 |
| 遊園地 | 884 遊園地 | |

オ 公園台帳等に記載のある基礎情報は、Excel 等の電子データでも作成し、デジタル化すること。なお、作成する電子データの様式及び入力内容の詳細については、本事業で導入する 3D 都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の調書出力機能を見据え、協議の上、決定すること。

カ データ整備は、発注者が管理する下表の各種資料を街路樹、公園及び遊園地ごとに整理すること。関連資料は街路樹、公園及び遊園地ごとに紐づけができるよう連携キーを付与すること。

表 データ整備資料

| 種別 | データ形式 | 備考 |
|--------------|-----------|----|
| 街路樹台帳 | Excel・PDF | |
| 公園施設長寿命化計画調書 | Excel | |
| 健全度調査票 | Excel・PDF | |
| 公園樹木調査票 | PDF | |
| 要望整理表 | Excel | |
| 遊具点検表 | PDF | |
| トイレ調査票 | Excel | |
| その他 | Excel・PDF | |

キ 基礎情報、関連資料及び図形データは、本事業で導入する 3D 都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等及び GIS 上で閲覧及び管理できるように分類及び保存すること。また、必要に応じて検索ができる形式に整備することとし、閲覧及び管理するデータは下表を想定しているが、詳細については、協議の上、決定すること。

表 閲覧・管理するデータ（想定）

| 種別 | データ | 数量 |
|-------------|-------------------|---------|
| 公園台帳等管理システム | 令和6年度岡山市3D都市モデル成果 | 一式 |
| | 公園・遊園地図形データ | 1,359箇所 |
| | 街路樹図形データ | 60,000本 |
| | 台帳Excelデータ | 1,359箇所 |
| | 街路樹台帳 | 一式 |
| | 公園台帳 | 23,000枚 |
| | 遊園地台帳 | 8,000枚 |
| | 公園長寿命化計画調書 | 一式 |
| | 健全度調査票 | 一式 |
| | 公園樹木調査票 | 一式 |
| | 要望整理表 | 一式 |
| | 遊具点検表 | 一式 |
| | トイレ調査票 | 一式 |
| | その他 | 一式 |

ク 成果のとりまとめは、デジタル化したものを分かりやすく報告書として提出すること。

(2) 3D都市モデルの整備

ア 三次元点群測量データ等を用いて、国際標準（CityGML形式）に準拠した街路樹、公園及び遊園地の3D都市モデルを整備すること。また、3D都市モデルの整備は、3D都市モデル標準製品仕様書に従うこととし、3D都市モデル標準作業手順書等に則って、測量法関係手続きを行うこと。

イ 3D都市モデルに定義する地物とそのLOD（Level Of Detail）の対象は、下表のとおりとする。

表 定義する地物・LOD

| 地物型 | LOD0 | LOD1 | LOD2 | LOD3 | 備考 |
|-----------|---------|--------|------|--------|-----|
| 植生 | 58,800本 | | | 1,200本 | 街路樹 |
| 都市公園 | | 465公園 | | | |
| 都市計画区域外公園 | | 10公園 | | | |
| 遊園地 | | 884遊園地 | | | |

ウ 岡山市版の3D都市モデル製品仕様書（以下、「拡張製品仕様書」という。）作成は、発注者が実施するユースケースの実現のために必要となる地物型、LOD及び属性情報を整理し、作成すること。拡張製品仕様書は、3D都市モデル標準製品仕様書に準拠し、3D都市モデル標準作業手順書に従って作成すること。また、拡張製品仕様書の作成にあたり、他自治体の先行事例及びユースケース等での実績等

を基に，効率的なモデル整備計画を提案すること。

エ 三次元点群データ取得は，別紙の「三次元点群データ取得路線」の範囲を，移動計測車両を用いた車載写真レーザ測量による計測を行い，計測できない箇所については現地レーザ計測等を用いて補測すること。取得したデータから，ノイズ（ゴミ点），駐車車両，自転車，歩行者及び個人情報等の街路樹の3D都市モデル作成に不要なものを取り除いたLAS形式のデータを作成すること。

使用機材は，車載写真レーザ測量機器，現地レーザ計測機器，画像取得装置及び解析ソフトウェア等で構成し，使用機器等の精度及び性能に加え，現地の状況等を確認した上で作業計画書を作成し，発注者の承諾を受けること。なお，解析ソフトウェアは，自己位置推定及び点群を構築できるものを使用すること。

また，三次元点群データ取得に UAV（ドローン）等を使用又は併用することで，効率的かつ高精度なデータ取得を提案してもよい。

オ 三次元点群データの取得精度は，公共測量作業規程の準則第491条に基づき調整点を設置し，精度管理を行うこと。

カ 3D都市モデル作成は，拡張製品仕様書に適合すること。なお，発注者で整備を行っている3D都市モデルを新たに整備する3D都市モデルが準拠する3D都市モデル標準製品仕様書と同じ版に準拠するようバージョンアップを行うこと。そして，新たに整備する3D都市モデルと統合し，一式のデータセットとなるように整理すること。3D都市モデルの作成手順は，3D都市モデル標準作業手順書に従い，作成制限施設の確認，作成計画の立案，原典資料の収集，データ作成及び品質評価を含む工程とすること。

キ カで作成した3D都市モデルについて，メタデータを作成すること。メタデータの仕様は，拡張製品仕様書に準拠し，メタデータに記載する内容は，3D都市モデル標準作業手順書に従うこと。

ク 3D都市モデルのフォーマット変換は，3Dビューワで閲覧するために必要な汎用的な形式（OBJ形式及びFBX形式等）への変換も行うこと。変換形式は，協議の上，決定すること。

ケ オープンデータに係るデータセット，関連データセット，その他関連ドキュメント及び説明文等をPLATEAU CMSにアップロードし，PLATEAU VIEW及びG空間情報センター等に搭載し，公開するための調整を行うこと。

(3) 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築

ア 要件定義は、必要な基本要件、動作環境、使用端末、機能要件、台帳様式及び運用保守要件等について、要件定義書を発注者へ提出すること。なお、要件定義の過程では、発注者の業務フローを詳細に把握し、3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の最適化を図るための提案を行うこと。

イ 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築は、要件定義書及び下記の要件を満たすこと。

(ア)基本要件

- a 要件定義における業務フローへの最適化に従い、インターネット環境又はLGWAN環境、若しくはその両方での閲覧・管理環境を構築すること
- b インターネット環境下にする場合、令和7年度下半期に発注者が導入予定のβ'モデルに対応できる仕様とすること
- c 岡山市情報セキュリティポリシーに則ること
- d 発注者が既に運用しているGISでも取扱うことができる汎用的なデータ形式(Shape, Excel 及びPDF等)を出力できること
- e サーバー等の設置を提案する場合、ラックマウント型とし、詳細な仕様については、協議の上、決定すること
- f 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等で更新した内容は、3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等を導入している端末で、リアルタイムに反映及び閲覧ができる仕組みとすること
- g 契約期間中のバージョンアップ対応は、事業者が無償で行うこと

(イ)動作環境

構築する3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェアは、本事業で導入するPC(1台)にのみセットアップすることを想定しており、提案する機能に応じて、PCの性能を提案すること。また、公園台帳等管理システムは、職員用端末及び本事業で導入するPCで動作することとし、導入予定部署は下表のとおりとする。なお、職員用端末への3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェアのセットアップを提案してもよい。

表 公園台帳等管理システムの導入予定部署

| 導入予定部署 | アカウント数 |
|------------|--------|
| 庭園都市推進課 | 5 個 |
| 北区役所地域整備課 | 3 個 |
| 中区役所地域整備課 | 3 個 |
| 東区役所地域整備課 | 3 個 |
| 南区役所地域整備課 | 3 個 |
| 北区役所土木農林分室 | 2 個 |
| 建部支所産業建設課 | 1 個 |
| 御津支所産業建設課 | 1 個 |
| 瀬戸支所産業建設課 | 1 個 |
| 灘崎支所産業建設課 | 1 個 |
| 合計 | 23 個 |

(ウ)使用端末

構築する公園台帳等管理システムを利用する職員用端末の性能は、下表のものとする。

表 職員用端末の性能

| 区分 | 種別 |
|------|--|
| CPU | AMD Ryzen 5 7530U with Radeon Graphics 2.00GHz |
| メモリ | 16GB |
| OS | Windows11 Pro |
| ブラウザ | Edge 及び Chrome |

(エ)機能要件

3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等が備えるべき機能要件は、別紙の「3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア機能一覧表」及び「公園台帳等管理システム機能要件一覧」のとおりとし、同機能要件以上を満たすソフトウェア等を提案すること。なお、3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア及び公園台帳等管理システムを1つのソフトウェア等として構築する場合も、別紙の「3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア機能一覧表」及び「公園台帳等管理システム機能要件一覧」に記載の同機能要件以上を満たすこと。

(オ)台帳様式

公園台帳等管理システムの公園台帳等のインターフェース及び様式については、協議の上、決定すること。

(カ)運用保守要件

障害発生時の対応、ヘルプ窓口の設置及び操作説明会の実施等を想定し、協議の上、運用保守計画書及び運用マニュアルを作成し、提出すること。

(キ)その他

本事業で構築したデータ及び契約終了時のデータ出力については、汎用的なデータ形式（Shape, Excel 及び PDF 等）で提出すること。

ウ 本事業で作成した 3D 都市モデルデータを活用した街路樹、公園及び遊園地の情報を DX 化し、3D 都市モデルの閲覧・解析を行うことができるソフトウェアを導入すること。また、3D 都市モデルの閲覧・解析ソフトウェアを用いて街路樹等による日陰の面積及び時間等の解析を行い、実証すること。なお、その他の解析機能についても実証提案を行ってもよい。

エ 公園台帳等管理システムへのデータのセットアップは、下表のデータを搭載すること。なお、各種データをセットアップする際には、協議の上、運用開始後の管理が煩雑とならないように配慮したセットアップを行うこと。

表 セットアップデータ

| 種別 | データ | 数量 | 備考 |
|----------|--------------|----------|----------|
| 図形データ | 街路樹図形データ | 60,000 本 | |
| | 公園・遊園地図形データ | 1,359 箇所 | |
| 街路樹データ | 街路樹台帳 | 一式 | |
| 公園台帳データ | 公園台帳 | 23,000 枚 | |
| | 台帳 | | |
| | 施設調書 | | |
| | 関連図面 | | |
| 遊園地台帳データ | 遊園地台帳 | 8,000 枚 | |
| | 申請書 | | |
| | 関連図面 | | |
| 公園関連資料 | 公園施設長寿命化計画調書 | 一式 | |
| | 健全度調査票 | 一式 | |
| | 公園樹木調査票 | 一式 | |
| | 要望整理表 | 一式 | |
| | 遊具点検表 | 一式 | |
| | トイレ調査票 | 一式 | |
| | その他 | 一式 | 提案・協議による |

オ 3D 都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の検証は、発注者において運用テストを実施し、運用テスト結果から機能が本事業に適合しないと認められた場合は、速やかに機能の見直しを行うこと。また、発注者とともに受け入れテストも実施すること。

(4) ソフトウェア等の導入支援

ア ソフトウェア等の導入に際しては、発注者の職員等（DX 化を推進する業務に係る

事業者等を含む。)に次の支援を行うこと。また、支援手法等については、提案するソフトウェア等の機能に応じて提案すること。なお、説明会場については、発注者が用意する。

- (ア)ソフトウェア等のインストール・設定等のサポート
- (イ)導入初期における不具合対応及び調整
- (ウ)端末ごとの環境設定に基づく最適化作業
- (エ)操作説明会の実施

イ 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築段階において、デモ機等を使用した操作説明会を開催し、公園台帳等管理システム導入予定部署の意見を取り入れること。なお、説明会場については、発注者が用意する。

ウ 情報発信資料として使用するための事業内容を簡潔にまとめた事業概要書を作成し、汎用性のあるデータ形式(PowerPoint等)で提出すること。なお、内容及び作成時期については、発注者と協議の上、作成すること。

(5) 目的物

ア 基礎情報及び関連資料のデジタル化

- (ア)街路樹・公園等関係資料一覧表 1部
- (イ)街路樹図形データ(shape形式) 一式
- (ウ)公園・遊園地図形データ(shape形式) 一式

イ 3D都市モデルの整備

- (ア)三次元点群データ(LAS形式) 一式
- (イ)計測画像データファイル(Jpeg形式) 一式
- (ウ)3D都市モデルデータ(CityGML形式) 一式
- (エ)3D都市モデルデータオープンデータ(CityGML形式) 一式
- (オ)メタデータ 一式
- (カ)メタデータ(オープンデータ用) 一式
- (キ)拡張製品仕様書 1部
- (ク)拡張製品仕様書(オープンデータ用) 一式

ウ 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築

- (ア)3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア 一式
- (イ)3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア運用マニュアル 3部
- (ウ)解析結果報告書 一式
- (エ)公園台帳等管理システム 一式
- (オ)公園台帳等管理システム要件定義書 1部

- (カ)公園台帳等管理システム設計書 1部
- (キ)公園台帳等管理システムテスト計画書 1部
- (ク)公園台帳等管理システムテスト結果報告書 1部
- (ケ)公園台帳等管理システム運用マニュアル 25部

エ その他

- (ア)業務報告書 1部
- (イ)事業概要書 1部
- (ウ)打合せ協議簿 一式
- (エ)電子データ 一式
- (オ)PC 1台
- (カ)その他発注者が求めるもの

4 応募条件

(1) 応募要件

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業若しくは複数企業で構成するグループとし、グループの場合は事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が発注者との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うこと。

イ グループの場合、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 提案書提出後、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、発注者と協議した上、合意を得ること。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担うこととし、グループの場合は構成員で以下の役割を分担するものとする。なお、役割は兼務することができるものとし、その他の役割は複数の企業で構成することも可能とする。

(ア)事業役割：

発注者との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

(イ)3D都市モデル役割：

3D都市モデルに関する業務を全て実施する。

(ウ)公園台帳等管理システム役割：

公園台帳等管理システムに関する業務を全て実施する。

(エ)その他役割：

上記(ア)～(ウ)以外の本事業に関する業務を実施する。

イ 応募者は各役割で事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する契約書又は覚書等を別途、発注者に提出すること。なお、契約書又は覚書等には役割の構成事業者全員が、発注者に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとし、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア 応募者は、「8 (1) 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、本事業を円滑に行うため、事業運営、3D都市モデルの整備、3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築、ソフトウェア等の導入支援及びサポートを迅速に対応ができる者であること。

ウ 事業役割、3D都市モデル役割及び公園台帳等管理システム役割を担う者は、参加表明書提出時に一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の部門「役務」（業種「電算」・業種細区分「システム開発・運用・保守」）に登載がある者であること。

エ 事業役割、3D都市モデル役割及び公園台帳等管理システム役割を担う者は、品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、ITサービスマネジメント（ISO20000）、クラウドセキュリティ（ISO27017）及びプライバシーマーク（JISQ15001）を有している者であること。

オ 3D都市モデル役割を担う者は、令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された3D都市モデル整備等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

カ 公園台帳等管理システム役割を担う者は、平成26年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された公園台帳等管理システム構築等に関する業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

キ 技術上の管理を行う主任技術者を配置すること。なお、測量士の資格を有している者であること。

ク 技術上の照査を行う照査技術者を配置すること。なお、空間情報総括監理技術者の資格を有している者であること。また、主任技術者と兼ねることはできない。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及び構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本公募の終了を宣言した日）までの期間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人及びその他の使用人又は入札代理人として使用している者。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをしている者。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

カ 応募資格申請書に虚偽の記載又は重要な事実について記載をしなかった者。

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

ク 法人税，消費税，法人事業税又は法人住民税を滞納している者。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権及び取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、発注者は応募者に無断かつ本事業に対する公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ただし、発注者と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを発注者が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠及びデザイン等を使用した結果により生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 発注者からの提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行い、発注者が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(10) その他

本募集要項に定めることその他、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（平成 25 年 3 月 22 日財政局長決裁）」によるとともに、提案の公募等に当たって必要な事項が生じた場合には、発注者のホームページに掲載する。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たすものとする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（電子メール）で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

発注者が設置する「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者に選定された者は優先交渉権者となり、諸条件について、契約を締結するまでに発注者との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は発注者と詳細協議を行い、詳細協議が整った場合に契約を締結し、事業者となる。また、契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。なお、次点交渉権者と詳細協議を行う場合は、本募集要項における契約までの手続きについては、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替える。

7 事業全体スケジュール

(1) スケジュール

本事業は、下表の日程で行う。

表 本事業のスケジュール

| | 項目 | 日程 |
|---|-----------------------|-----------------------|
| ① | 公示 | 令和7年2月20日(木) |
| ② | 募集要項等に関する質問の受付 | 令和7年2月20日(木)～2月27日(木) |
| ③ | 質問への回答 | 令和7年3月5日(水)まで |
| ④ | 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 令和7年3月6日(木)～3月7日(金) |
| ⑤ | 参加資格確認結果及び提案要請書の通知 | 令和7年3月12日(水) |
| ⑥ | 提案書の受付 | 令和7年3月12日(水)～3月19日(水) |
| ⑦ | プレゼンテーション及び審査 | 令和7年3月26日(水) |
| ⑧ | 最優秀提案者及び優秀提案者の選定、結果通知 | 令和7年3月下旬(予定) |
| ⑨ | 詳細協議 | 令和7年3月下旬～4月上旬(予定) |
| ⑩ | 契約締結 | 令和7年4月上旬(予定) |
| ⑪ | 事業期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |

(2) 提案公募の手続き

ア 募集要項の公表

募集要項は、発注者のホームページにて公表する。

イ 募集要項等に対する質問

募集要項及び配布資料に関する質問は、次のとおり受付及び回答する。

(ア) 質問の受付

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。なお、電子メール送信の際は、件名を【質問書(募集要項等)】岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業」と記載し、メール送信後は電話にて事務局に電子メールの到着を確認すること。

(イ) 質問の受付期間

令和7年2月20日(木)～2月27日(木)午後5時まで(必着)

なお、電話による電子メール送付の確認は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問をとりまとめて、令和7年3月5日(水)までに発注

者のホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 参加表明書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和7年3月6日（木）～3月7日（金）午後5時まで

受付時間は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 受付場所

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

(ウ) 参加表明時の提出書類

「8 参加表明時の提出書類・作成要領」によるものとする。

エ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

(ア) 参加資格の確認結果は、令和7年3月12日（水）に発注者から応募者（代表者）に文書（電子メール）にて通知する。

(イ) 提案の提出者として資格が確認された者については、上記（ア）と併せて提案要請書を通知する。

オ 提案書の提出

提案要請書を受理した応募者は、「9 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、事務局へ持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和7年3月12日（水）～3月19日（水）午後5時まで（必着）

受付時間は、発注者開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出書類

「9 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

カ 参加を辞退する場合

提案要請書を受理した応募者が本事業の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日の受付時間までに提案辞退届（様式第8号）を1部、事務局に持参又は郵送すること。

8 参加表明時の提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類名称を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部，副1部）提出すること。なお，一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の部門「役務」に登載がある者は，ウ～カ，ク及びサは提出を省略することができる。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ グループ構成表（様式第3号）

ウ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

エ 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 納税証明書（最新決算年度のもの）

カ 財務諸表（最新決算年度のもの，写し可）

キ 企業概要等（様式第4号の1～第4号の3）

ク 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

ケ ISO及びJISQの登録証明書（写し可）

コ 実績一覧表（様式第6号）

サ 委任状（様式第7号）

※イ～ク：構成員全てが提出すること

※ケ：事業役割，3D都市モデル役割及び公園台帳等管理システム役割が提出すること

※コ：3D都市モデル役割及び公園台帳等管理システム役割が提出すること

※サ：必要な場合のみ提出すること

※単独企業による応募の場合は，必要書類のみ提出すること

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第2号）

企業名又はグループの代表企業名で作成し，提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員を明らかにし，各々の役割分担（事業役割，3D都市モデル役割，公園台帳等管理システム役割及びその他役割（分担名を記載すること。))を明確にすること。グループの構成員との間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また，特定子会社の設立を予定する場合は，その資本金，役員（予定）及び出資者を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

エ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

オ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を提出すること。なお、写しでも可とする。

キ 企業概要等

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを提出すること。

(ア)代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、年間売上金額及び営業所一覧等の企業概要（様式第4号の1）

(イ)企業状況表（様式第4号の2）

(ウ)各役割の責任者業務実績表（様式第4号の3）

(エ)その他、企業の概要が記載されたパンフレットがある場合、提出をすること

ク 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書役員一覧表

暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第5号の2）を提出すること。

ケ ISO及びJISQの登録証明書

品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、ITサービスマネジメント（ISO20000）、クラウドセキュリティ（ISO27017）及びプライバシーマーク（JISQ15001）の登録証明書を提出すること。

コ 実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した実績一覧表を提出すること。

(ア)事業件名

契約書上の正確な名称を記載すること。

(イ)発注者

発注者名を記載すること。

(ウ)受注形態・役割

単独又はグループの別を記載すること。また、グループの場合はグループ内での役割を記載すること。

(エ)契約金額

消費税相当額を含む金額の総額を記載すること（千円単位）。

(オ)工期

契約締結日及び完了年月日を記載すること。

(カ)事業概要

3D 都市モデル整備等又は公園台帳等管理システムの構築等の概要を記載すること。

サ 委任状（様式第7号）

応募する企業の代表者が、発注者との取引を代理人（支店長及び営業所長等）に行わせる場合に提出すること。

9 提案提出書類・作成要領

(1) 提案提出書類

次の提出書類に各々の書類名称を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦長ファイルに綴じたものを11部（正1部、副10部）提出すること。なお、提出書類（副）については、イ及びウのみをA4判縦長ファイルに綴じること。

ア 提案書提出届（様式第9号）

イ 提案書（表紙）（様式第10号）

ウ 提案書

エ 提案事業見積書（様式第11号）

オ 提案運用保守見積書（様式第12号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア)使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。

(イ)各提案書類には、企業名、住所、氏名及びロゴマーク等の応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(ウ)提案書提出届（様式第9号）により提出書類の構成を示した上で、提案書（表紙）（様式第10号）を付し、A4判縦長ファイルに各書類を綴じたもので提出すること。なお、A4判以外の様式については、A4判サイズに折り込み綴じること。

(エ)提案書に別添資料を添付する場合について枚数制限はないが、提案内容については、本募集要項に規定する枚数以内とすること。

イ 提案書

提案書はA4判縦長を基本とし、様式は任意とするが、20ページ以内とすること。（資料及びイメージ図等を見やすくするため、A3を利用する場合は、1枚を2ページとして扱うこと。）なお、提案書提出届、提案書（表紙）、機能要件一覧及び見積書は上記ページ数に含まない。また、提案書は（ア）～（キ）の順で記載及び書類を添付すること。

(ア)基本方針

本事業の背景、目的及び発注者における管理状況を踏まえ、基本方針を明確にし、確実に実現するための具体的な業務フローを記載すること。また、提案事業

見積額，応募者の独自性及び事業効果について記載すること。

(イ)企業実績

令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された3D都市モデル整備等に関する業務及び平成26年4月1日以降に国若しくは地方公共団体から発注された公園台帳等管理システム構築等に関する業務を元請として受託し，完了した実績を記載すること。

(ウ)実施体制

実施体制図及び各工程で従事する要員の役割と人数を記載すること。また，従事する要員の企業，所属，職位，経験年数，実績，資格及び専任・兼任区分等を記載すること。

(エ)全体計画管理

事業全体の計画及び工程を記載し，各工程について説明すること。また，全体計画の管理手法及び進捗管理上のポイントを記載すること。

(オ)業務内容

「3 事業範囲」について，以下のa～dの順で実施手法を記載すること。なお項内の記載事項の順序は問わない。

a 基礎情報及び関連資料のデジタル化

- ・紙ベースの資料及び既存データを活用した属性情報等の効率的整備手法
- ・街路樹，公園及び遊園地の図形データの原典計測及び作成手法

b 3D都市モデルの整備

- ・街路樹（LOD3）の原典計測及び作成手法
- ・市内全域の街路樹（LOD1～LOD3）及び他の地物整備への展開に向けた本事業で得るべき知見に関する視点

c 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等の構築

- ・ソフトウェア等の構成，概要，非機能要件のうち可用性，性能・拡張性，運用保守性及びセキュリティに係る視点と対応方針
- ・本事業による業務変革の具体的な指摘，発注者の職員等の意見聴取及びソフトウェア等の導入支援の手法
- ・後年度におけるソフトウェア等の運用保守費以外の改良，アフターフォローの方針と係る費用及び他事業者への業務引継ぐ場合の方針と係る費用
- ・街路樹，公園及び遊園地の維持管理業務受託者，利用者及び市民等のステークホルダーも含めた将来的な維持管理体制を展望し，ソフトウェア等の拡張

により担うべき機能の対応方針

d その他（提案書への記載は任意とする。）

- ・ 事業範囲に明記のない原典計測によるデータの効率的整備，補完及び充実手法
- ・ 本事業及び将来のユースケースを踏まえた追加データ整備
- ・ 街路樹，公園及び遊園地の維持管理業務以外の業務及びソフトウェア等との連携又は拡張による業務変革や価値創出
- ・ 上記の他，有益な代替案，充実案又はコスト縮減案

(カ)機能要件一覧

別紙の「3D 都市モデル閲覧・解析ソフトウェア機能要件一覧」及び「公園台帳等管理システム機能要件一覧」に必要事項を記載の上，添付すること。

(キ)提案見積書

- a 提案事業見積書（様式第 11 号）及び提案運用保守見積書（様式第 12 号）を添付すること。
- b 提案事業見積書の記載金額については，本事業費の見積総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載することとし，内訳として見積額（税抜）及び消費税額（地方消費税を含む。）を記載すること。また，人件費及び諸経費等の積算の内訳を別紙で添付すること。
- c 提案運用保守見積書については，本事業で構築したソフトウェア等の運用保守費の見積総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載することとし，内訳として見積額（税抜）及び消費税額（地方消費税を含む。）を記載すること。なお，提案運用保守費は，1 年あたりの費用を積算し，令和 8 年度～令和 12 年度の 5 ヶ年分で記載すること。また，ライセンス費等の積算の内訳を別紙で添付すること。

10 審査・審査結果の通知

(1) 審査

発注者が設置した選定委員会は、「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案評価基準」に基づいた審査を行い、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

ア プレゼンテーションの出席者は5名以内を予定とするが、会場の都合等により増減する可能性があるため、詳細は応募者に別途通知する。

イ 応募者は提案書を基に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑を行う。

ウ プレゼンテーションは、令和7年3月26日（水）に開催する予定である。なお、会場は岡山市役所内会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

エ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションを基に、提案内容の実行能力を審査する。

オ 審査の結果、最も合計評価点が高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が高点の場合は、「岡山市街路樹・公園台帳等デジタル化事業 提案評価基準」のうち、業務内容の項目の合計評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。

カ プレゼンテーションで使用する機器のうち、モニターは発注者が用意したものを使用し、それ以外に必要なものは応募者が用意すること。

キ プレゼンテーションは提案書を基に行うこと。その際、提案書の内容をプレゼンテーション用のスライド資料（簡略化、動画の利用及び既存ソフトウェア等のデモンストレーション等を含む。）とし、モニターへの投影及び同内容の資料配布により行うことは差し支えない。ただし、新たな提案や内容の変更は行ってはならない。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、応募者に文書で通知し、電話等による問合せには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 審査結果は，発注者のホームページにて公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 委員の評価点の平均点が 50 点未満だった場合

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の手順

発注者と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。なお、優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

令和7年4月上旬（予定）

(3) 契約の概要

本募集要項及び提案書に基づき、発注者と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき業務内容等を定めるものとする。

また、発注者と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、確認方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

本事業に係る契約保証金は、契約書（案）の規定によるものとする。

(5) 個人情報の取扱い

本事業に係る個人情報の取扱いについては、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、覚書に従うこと。

(6) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に則り、誠実に義務を遂行すること。

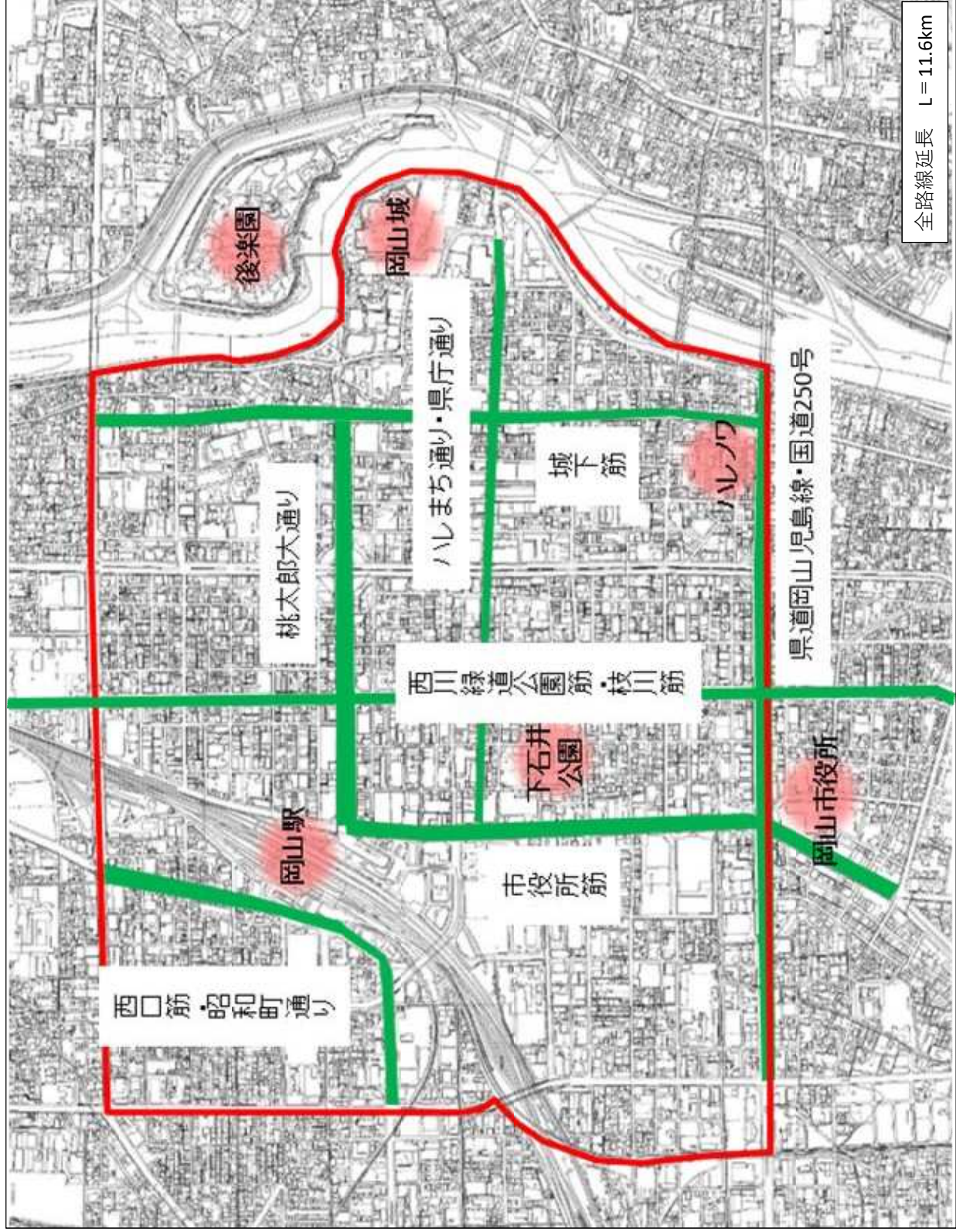
イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、発注者と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

用語の定義

本募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1)「応募者」とは、本事業の実施者となるために、本募集要項に則り応募を行った者をいう。
- (2)「事業者」とは、発注者と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- (3)「3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア等」とは、本事業で導入する3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア及び公園台帳等管理システムを併せたものをいう。
- (4)「ソフトウェア等」とは、本事業で導入するシステム及びアプリケーションをいう。
- (5)「元請」とは、発注者から直接契約を締結した者をいう。

別紙 三次元点群データ取得路線



全路線延長 L = 11.6km

別紙 3D都市モデル閲覧・解析ソフトウェア機能要件一覧

| 機能名称 | 機能説明 | 要件区分 | 対応区分 | 自由記述 |
|-----------------|---|------|------|------|
| ナビゲーション機能 | | | | |
| 1 地点登録 | お気に入りの視点を登録 | 必須 | | |
| 2 移動 | 3D地図内の移動 | 必須 | | |
| 3 地盤の透過表示 | 地盤を透過し地表下のオブジェクトを表示 | 必須 | | |
| 4 プレゼンテーション設定 | プロジェクトの詳細表示と飛行ルートを組み合わせて、再生可能なプレゼンテーションの作成 プレゼンテーションとして作成した一連の流れを動画として記録 | 必須 | | |
| 5 動画作成 | | 必須 | | |
| 解析機能 | | | | |
| 6 オブジェクト作成 | オブジェクト（ラベル、線、ポリゴン、2D / 3Dシェイプ、3Dモデル及び建物等）の作成 | 必須 | | |
| 7 オブジェクト編集 | 指定されたオブジェクト描画及び編集 | 必須 | | |
| 8 位置座標表示 | 地点の位置座標の表示 | 必須 | | |
| 9 距離計測 | 地点ごとの空間距離、水平距離及び鉛直距離の表示 | 必須 | | |
| 10 面積計測 | 対象エリアの面積及び周囲距離の表示 | 必須 | | |
| 11 体積計測 | 対象オブジェクトの体積の計測 | 必須 | | |
| 12 等高線・標高段彩図の表示 | 等高線・標高段彩図の表示 | 必須 | | |
| 13 傾斜量・傾斜方向表示 | 3D地盤データ上で傾斜角度（バレットの色）及び傾斜斜方向（スロープ矢印）を表示 | 必須 | | |
| 14 断面図作成 | 定義されたパスに沿って断面図及び関連情報（最大最小標高値、スロープ等）を表示 | 必須 | | |
| 15 断面表示 | 選択した領域を直線または垂直に分割し、3Dビューで不明瞭な部分を表示 | 必須 | | |
| 16 簡易浸水シミュレーション | 任意の範囲内の位置を基準に設定した水位で浸水するエリアを表示 | 必須 | | |
| 17 最適経路解析 | 地上上で選択した2点間の最適経路を計測 | 必須 | | |
| 18 視通解析 | 一連のポイント（走行及び飛行ルート等）から地形上の視界表現を含めた視通解析 | 必須 | | |
| 19 可視領域解析 | 選択した観測点から視界を計算及び複数の観測点から選択したエリアの可視性を解析 | 必須 | | |
| 20 脅威ドーム | 地形上の特定ポイントから見える体積の表示 | 必須 | | |
| 21 バッファ検出 | 選択したポリラインから設定されたバッファ内すべての3Dモデルの検出 | 必須 | | |
| 22 日影表示 | 建物及び3Dモデル、又は選択されたオブジェクトに指定された任意の日時における影の表示 | 必須 | | |
| 23 日影解析 | 街路樹等による日陰の面積及び時間の解析による | 必須 | | |
| 24 スワイプ表示 | 2つのメッシュレイヤを水平方向にスワイプし、各レイヤの一部を動的に表示非表示にすることによって比較できる | 必須 | | |
| 25 標高差分解析 | 2つの標高レイヤ又はメッシュレイヤ間、あるいは標高レイヤと基準地形間の標高を比較できる | 必須 | | |
| データレイヤ機能 | | | | |
| 26 Web配信データの閲覧 | PLATEAUで配信データ（3DTiles）のURLを入力することで読み込める | 必須 | | |
| 27 属性情報の閲覧 | オブジェクトの属性情報を表示 | 必須 | | |
| 28 属性情報の編集 | オブジェクトの属性情報を編集 | 必須 | | |
| オブジェクト及びエフェクト | | | | |
| 29 データの作成 | オブジェクト（ラベル、線、ポリゴン、2D / 3Dシェイプ、3Dモデル及び建物等）の作成 | 必須 | | |
| 30 データの編集 | 指定されたオブジェクト描画及び編集 | 必須 | | |
| 31 移動オブジェクトの作成 | 3D地図内を移動するオブジェクトを作成 | 必須 | | |
| 32 地盤の編集 | 地盤の平坦化及びクリップ編集機能 | 必須 | | |
| 33 アニメーション機能 | 火災及び噴煙等のアニメーション表現 | 必須 | | |
| 34 エフェクト機能 | 天候のエフェクト表現 | 必須 | | |

別紙 公園台帳等管理システム機能要件一覧

| 機能名称 | | 機能説明 | 要件区分 | 対応区分 | 自由記述 |
|-------------|--|--|------|------|------|
| 操作全般 | | | | | |
| 1 | 全体 | 操作性が統一されていること | 必須 | | |
| 2 | | システム上で操作マニュアルを確認でき、操作中の画面に特化した内容が表示されること | 任意 | | |
| 3 | | メインメニュー画面は、利用したい機能が視覚的にわかりやすい配置とすること | 必須 | | |
| 4 | | 前の画面に「戻る」機能があること | 任意 | | |
| 5 | | 既操作後等に、ひとつ前の操作状態に戻るための「戻る」機能があること | 任意 | | |
| 6 | | 誤ってデータを削除しないような配慮がなされていること | 任意 | | |
| 7 | | 入力については、基本的にプルダウン操作とし、表現の統一化及び入力手間の軽減が図られること (プルダウンにしない項目は、発注者と協議の上、決定すること) | 必須 | | |
| 8 | | プルダウン操作により、表示・選択する項目は、追加及び編集が容易にできること | 必須 | | |
| 9 | | 入力情報及びデータの更新が容易にできること | 必須 | | |
| 10 | | デジタルカメラOSDカード等から写真を容易に取り込めること | 必須 | | |
| 11 | | 取り込んだ写真は、詳細確認のため、画面上で部分的に拡大できること | 任意 | | |
| 12 | | 写真に対するコメント（公園名、施設名及び点検状況等）を入力できること | 任意 | | |
| 13 | | 日常点検等で撮影した写真の整理が容易にできること | 任意 | | |
| データ入出力・検索機能 | | | | | |
| 14 | 全体 | 外部ファイル（Excel）から、一括取込みができること | 必須 | | |
| 15 | | 保存するデータは、種別ごとに分類し、容易に閲覧ができること | 必須 | | |
| 16 | | 新規登録、編集及び削除が容易にできること | 必須 | | |
| 17 | | 必要に応じて自由項目（有料施設の利用人数等のデータ等）の追加ができること | 任意 | | |
| 18 | | 検索された結果が、一覧表形式で出力できること | 必須 | | |
| 19 | | 容易に検索ができること | 必須 | | |
| 20 | | 検索項目について、単体での検索及び複数組み合わせの検索ができること | 任意 | | |
| 21 | | 検索項目について、文字列に含まれる1文字から検索できること | 任意 | | |
| 22 | | 検索した項目について、さらに絞り込み検索ができること | 任意 | | |
| 23 | | 検索結果は、Excel等の出力ができ、編集及び集計ができること | 必須 | | |
| 24 | | 検索結果から、対象公園及び対象施設等の概要情報画面を表示できること | 任意 | | |
| 25 | | 既存台帳と同じ項目が登録でき、自由項目も登録ができること | 必須 | | |
| 26 | | 樹種、樹高及び樹形等の項目、キーワード及びそれらの組み合わせにより検索できること | 必須 | | |
| 27 | | 既存台帳と同じ項目が登録でき、自由項目も登録ができること | 必須 | | |
| 28 | | 公園名、住所、面積、告示年月日、開設年月日、公園種別、キーワード等の項目を検索できること | 必須 | | |
| 29 | | 施設ごとに点検結果及び修繕履歴等が登録できること | 必須 | | |
| 30 | | 経年変化を確認するため、一画面で比較ができること | 任意 | | |
| 31 | | 施設名、規格、メーカー、設置年度及び対応履歴（修繕履歴、修繕年度）で検索できること | 必須 | | |
| 32 | | 国土交通省が定める様式で出力できること | 必須 | | |
| 33 | 国土交通省が定める様式で出力できること | 必須 | | | |
| 34 | 国土交通省が定める様式が変更となった場合、修正が容易にできること | 任意 | | | |
| 35 | 計画と管理状況（点検及び修繕状況）を基に、計画見直し等の検討資料となるデータが作成できること | 任意 | | | |
| 36 | 様式2の計画に対する異議（費用及び内容）が入力でき、公園施設単位かつ年度単位で一覧表示できること | 任意 | | | |
| 37 | 事業発生日、公園名、案件名、概要、対応期間、相手方氏名、連絡先及び関係課等の管理履歴及び訴訟履歴の登録ができること | 任意 | | | |
| 38 | 寄附情報 寄附受領日、公園名、受領施設等概要、申請団体名、代表者氏名及び連絡先等の寄附関連情報の登録ができること | 任意 | | | |
| 39 | 占用情報 使用・占用・設置区分、公園名、許可期間、更新年度、申請概要、申請団体名、代表者氏名、連絡先及び料金等の使用・占用・設置許可情報を入力することができること | 任意 | | | |

別紙 公園台帳等管理システム機能要件一覧

| 機能名称 | | 機能説明 | | 要件区分 | 対応区分 | 自由記述 |
|---------|--|--|--|------|------|------|
| 40 | バリアフリー情報 | 発注者が定めるバリアフリーチェック項目の登録を行うことができる。 | | 任意 | | |
| 41 | バリアフリーチェック項目の更新を行った場合、バリアフリー適合の可否について、施設管理情報に反映されると。 | | | 任意 | | |
| 42 | 指定管理情報 | 指定管理者の代表者等氏名、住所、連絡先及び協定書等の指定管理に関する情報が登録できる。 | | 任意 | | |
| 43 | 市民活動情報 | 轉貸金制度等の活動を行っている団体名、代表者氏名、住所及び連絡先が登録できる。 | | 任意 | | |
| 44 | 表彰の有無等の情報が登録できる。 | | | 任意 | | |
| その他 | | | | | | |
| 45 | 地図情報 | システムから地図（GIS等）を表示させられること | | 必須 | | |
| 46 | | システムから3D都市モデルを表示させられること | | 任意 | | |
| 47 | アカウント | システム利用者ごとにログインID及びパスワードを設定できること | | 必須 | | |
| 48 | | アカウントごとにデータ更新及び閲覧制限ができること | | 必須 | | |
| 49 | 台帳情報 | 施設管理情報及び長寿命化計画等は、相互に関連付けがなされており、各種更新時に反映されると | | 必須 | | |
| 50 | その他 | ネットワークに依存しない環境で次の画面への移動が3秒以内であること | | 必須 | | |
| 51 | | ログアウトにより、システムが終了できること | | 必須 | | |
| その他提案事項 | | | | | | |
| 52 | | | | | | |
| 53 | | | | | | |
| 54 | | | | | | |
| 55 | | | | | | |
| 56 | | | | | | |
| 57 | | | | | | |